一宮市立葉栗小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、「夢や希望と、豊かな心を持って生きる児童をめざし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図る。」を教育目標に掲げ、日々教育実践を行っている。さらに、経営方針の一つとして、「相互に認め合い励まし合う、思いやりのある児童の育成に努める。」を掲げていじめ対策に取り組んでいる。具体的には、毎月一日観察日を設定して気になる児童の把握に努め、定期的なアンケート及び相談会の実施や対策委員会を開催し、全校体制で問題の早期発見、迅速対応に心がけている。さらには、道徳的心情を育む道徳の授業の充実にも力を入れている。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

２　いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

（１）「いじめ防止対策組織」の役割

ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。

・教職員による年度末評価や保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

イ　教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・いじめアンケートや一日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ　児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

（１）　いじめの未然防止の取組

ア　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

・いじめアンケートや個人面談（教育相談）を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。

・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。

イ　よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。

ウ　いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出 さない集団づくりを行う。

エ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ　朝礼や集会等でいじめ未然防止の講話を行う。

カ　異学年交流（仲よし集会）や異校種交流（特別支援学校交流）を通して、児童の人権意識の高揚を図り、思いやりの心を育む。

キ　児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。

ク　情報モラル教育を推進し、児童がネットやスマホ・ケータイの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。

イ　いじめアンケート（にこにこアンケート）、個人面談（教育相談）の定期的な実施（各学期１回以上）や、一日観察日の実施（月１回以上）を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。

エ　通学の見守り隊や立ち番の保護者から情報を得るように努める。

オ　児童が相談しやすい環境を整える。

・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
・相談箱等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
・県スクールカウンセラーの相談日を、全家庭に紹介する。
・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介し配付する。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に 対応する。

イ　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも 連携して行う。

４ 重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。

（３）調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

５ 学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による年度末評価や保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

６ その他

（１）「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。

（２）いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。

（３）「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。

（４）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

重大事態発生

↓

教育委員会へ重大事態の発生を報告

↓

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ・不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

↓

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

※関係諸機関との連携を図る。

↓

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

↓

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜一宮市立葉栗小学校いじめ防止取組の年間計画＞

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童・保護者への周知 ○1年生を迎える会 ○保健指導（心と体の成長） ○春の校外学習（ペア活動） ○防災シミュレーション	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D	○現職教育①「児童理解と学級づくり」	○運動会練習および運動会（原則5月）	○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○家庭訪問（確認） ○運動会（原則5月） ○学校運営協議会
6月			○情報モラル指導（ネットモラル） ○三校合同あいさつ運動①	○にこにこアンケート（いじめアンケート） ○にこにこ委員会 ○教育相談週間	○公開授業
7月	C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○セルフディフェンス講座	○ミニアンケート ○にこにこ委員会 ○教育相談	○個人懇談会 ○健全育成部会（街頭指導）
8月	A	○中間評価→検証			○教育懇話会
9月	P	○現職教育②「夏季研修内容の伝達」	○野外教育活動（5年宿泊）	○身体測定 ○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○学校運営協議会
10月		○現職教育③（ケーススタディ）	○修学旅行（6年宿泊） ○福祉実践教室	○ミニアンケート ○にこにこ委員会	
11月	D		○赤い羽根募金活動 ○特別支援学校交流 ○三校合同あいさつ運動②	○にこにこアンケート（いじめアンケート） ○にこにこ委員会	○学校運営協議会…委員への授業の公開
12月			○人権週間（講話） ○児童のいじめ撲滅に向けた主体的な活動（集会）	○ミニアンケート ○にこにこ委員会 ○教育相談	○個人懇談会 ○健全育成部会（街頭指導）
1月	C	○全教職員による「年度末評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（命の大切さ） ○学習発表会	○身体測定 ○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○授業公開
2月	A	○自己評価（全児童）	○新入生体験入学	○教育相談 ○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○学校運営協議会 ○保護者による学校評価アンケート
3月		○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○6年生を送る会	○ミニアンケート ○にこにこ委員会	○学校運営協議会…年度末評価・学校評価の分析
通年	P へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育・体験活動の充実 ○対話的・協働的な学びの充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○通学団指導	○あいさつ運動（常時）

※　いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。